

福井県の漂着ごみへの取組みについて

1 県民への情報提供

沿岸市町全域にまたがる漂着や船舶の安全航行に支障の恐れがある漂着があった場合等には、海岸を管理する関係部局や環境部局で連絡会議を開催し、漂着状況の把握や対応について協議し、県民への情報提供を行うとともに市町との連携を図っている。

海岸パトロール

海岸保全施設や海岸占用等の管理のため、月1回のパトロールを実施。台風等による大量の漂着物が流れついた場合は、随時

連絡会議開催状況(H19)

- ・漂着木材対策連絡会議 (H19.12.20: 年末年始のパトロール体制)
- ・漂着ポリ容器等対策連絡会議 (H20.2.8: 内容物の検査体制)

ごみダイエット推進事業(H20)

河川・海岸漂着ごみ問題の広報を予定

2 漁港区域内海岸の清掃

クリーンアップ大作戦にあわせ、漁港区域および漁港区域内の海岸(県内45漁港、延長約109km)について、海底・海面の清掃、漂着物等の回収を、福井県漁業協同組合連合会に委託し実施している。

事業名 海面環境保全事業(委託費)

委託先 福井県漁業協同組合連合会

対象経費 清掃に必要な船の借上げ費、海底清掃の人員費、漂着ごみの運搬・処理費、清掃活動に必要な用具費等(清掃活動はボランティア)

予算額 9,500千円(H20)

実績(H19) ごみ処理量: 57トン

ボランティア参加数: 4,425人

実施時期: 6月、9月、11月、12月

3 市町への支援

市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ごみの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。また、この補助制度では対応できない大規模な漂着があった場合には、新たな事業を創設することなどにより支援している。

(1) 河川の増水、台風等による漂着

事業名 漂着廃棄物適正処理支援事業(補助金)

対象事業 沿岸市町(一部事務組合を含む)が行う、自然現象(河川の増水、台風、風浪等)により一般公共海岸に漂着した100m³以上

の廃棄物の処理。ただし、国庫補助事業に採択された事業を除く。

対象経費	・収集、運搬に伴う経費 ・漂着ごみの処理に特に必要と認められる経費 ただし、その経費が300千円未満のものを除く。
補助率	補助対象経費の1/2以内
予算額	1,610千円(H20)
実績	毎年2市町程度を支援(H14~18、H19なし)

(2) 台風による大規模漂着

平成16年10月、台風23号により葦類等が大量に漂着したが、市町や地域住民・ボランティア等による撤去の範囲を超える大規模な量であったこと、海岸の適正な利用が阻害されていたことから、市町が行う処理事業を支援

漂着時期	漂着量	漂着市町	漂着原因	備考
16年10月	勢浜海岸 3,000 m ³ 高浜海岸 3,500 m ³	小浜市 高浜町	台風23号	

事業名	勢浜・高浜海岸漂着物処理事業(委託費)
委託先	小浜市、高浜町
対象経費	収集、運搬に伴う経費(処理経費は市町負担)
委託額	総事業費の1/2以内の額
予算額	4,500千円

(3) 貨物船の荷崩れによる木材漂着

平成17年1月、貨物船の荷崩れと思われる大量の木材が漂着したが、所有者が判明しなかったことから、新たに事業を創設

漂着時期	漂着量	漂着市町村	漂着原因	備考
17年1月	約2,500本	10市町村	不明 (貨物船の荷崩れと思われるが原因者不明)	

事業名	2005年漂着木材適正処理支援事業(補助金)
事業主体	漂着市町村
対象経費	回収、運搬、処理に伴う経費
補助率	補助対象経費の1/2以内
予算額	6,000千円(H16)、3,325千円(H17)